

公益通報に関する規程

平成21年3月31日
規程第8号

改正 平成22年 3月31日規程第 9号
改正 平成23年10月 3日規程第35号
改正 平成27年 3月26日規程第 6号
改正 平成29年 5月26日規程第 1号
改正 令和 2年 1月27日規程第 5号
改正 令和 3年 3月 8日規程第 3号
改正 令和 4年 3月29日規程第 5号
改正 令和 4年 3月31日規程第10号
改正 令和 6年 4月23日規程第 1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公益通報処理体制（第3条―第15条）
- 第3章 公益通報者の保護等（第16条―第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）における公益通報に関し、公益通報処理体制、公益通報者の保護その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）役職員等 役員、職員（任期付職員、パートナー職員及び臨時に勤務する職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。以下同じ。）及び機構の業務を行う者であって役員及び職員以外の者をいう。
- （2）退職者 通報の日前一年以内に機構の職員であった者をいう。
- （3）公益通報 役職員等又は退職者が、役職員等に係る法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれのある旨を機構に通報することをいう。
- （4）公益通報者 公益通報を行った役職員等又は退職者をいう。

- (5) 法令違反行為等 次のいずれかの行為をいう。
- イ 法令及び規程、要領等に違反する行為
 - ロ 個人の生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、機構の業務運営を害する行為
- (6) 部等 組織規程（平成15年規程第1号）第2条第1項及び第2項の規定により本部に置く部、内部監査室、監事室及び職業センターをいう。
- (7) 施設 組織規程第5条に規定するもの及び同規程の他の規定によりこれらに置くものをいう。
- (8) 従事者 機構において公益通報に関する業務を行う役職員であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者をいう。

第2章 公益通報処理体制

（公益通報統括責任者）

第3条 公益通報統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、理事のうち理事長が指名する者をもって充てる。

2 統括責任者は、公益通報に関する業務の実施についての責任を負う。

（通報相談窓口）

第4条 役職員等又は退職者からの公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）を受け付けるための窓口（以下「通報相談窓口」という。）として、総務部総務課に内部窓口を置き、機構の外部に外部窓口を置く。

2 通報相談窓口の名称は、「J E E Dホットライン」とする。

（内部窓口に対する公益通報等の方法等）

第5条 役職員等又は退職者は、内部窓口に対し公益通報等を行うときは、面会、電話、電子メール、ファクシミリ又は書面により行うものとする。

2 役職員等又は退職者は、内部窓口に対し公益通報を行うに当たっては、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにするとともに、客観的な事実とこれに基づく推測とを区別して行うものとする。

(1) 役職員等又は退職者の氏名及び連絡先（匿名で通報しようとする場合は、役職員等又は退職者の連絡先）

(2) 通報しようとする事実の概要並びに当該事実を知った日及び経緯

(3) 通報しようとする事実に係る行為の区分（第2条第5号イからハまでに掲げる区分をいう。）

(4) 通報しようとする事実を裏付ける証拠の有無及び証拠がある場合にはその内容

3 役職員等又は退職者は、通報しようとする事実に係る行為が法令違反行為等に該当するか否かについて疑義がある場合には、あらかじめ、内部窓口にご相談することができる。

4 内部窓口の職員（以下「窓口職員」という。）は、公益通報があったときは、第2項

各号に掲げる事項を確認の上、受け付けなければならない。ただし、当該公益通報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 内容が著しく不分明な通報である場合
 - (2) 内容が虚偽であることが明らかな通報である場合
 - (3) 既に公益通報に係る事実関係の調査を実施し、又は当該調査の結果に基づき是正措置等（第12条第1項に規定する是正措置等をいう。）を講じていることにより調査を実施する必要がないと認められる通報である場合
- 5 窓口職員は、公益通報が電子メール、ファクシミリ又は書面により行われたときは、公益通報が届いた旨を速やかに公益通報者に通知しなければならない。
- 6 窓口職員は、内部窓口で苦情、指摘、要望その他の公益通報に当たらない行為があったときは、当該行為をした者に対し、当該行為が公益通報に当たらないことを説明するとともに、必要に応じ、関係する部等への情報提供又は取次ぎその他の措置を講ずるものとする。
- 7 窓口職員以外の役職員等は、内部窓口あての公益通報等を受けたときは、速やかに窓口職員に連絡し、又は公益通報者等（公益通報者及び公益通報に関する相談を行った役職員等又は退職者をいう。以下同じ。）に対して、改めて内部窓口で公益通報等を行うよう助言する等適切に対応するよう努めなければならない。

（外部窓口に対する公益通報等の方法等）

第5条の2 役職員等又は退職者は、外部窓口に対し公益通報等を行うときは、電話、電子メール又は書面により行うものとする。

- 2 役職員等又は退職者は、外部窓口に対し公益通報を行うに当たっては、原則として前条第2項各号に掲げる事項を明らかにするとともに、客観的な事実とこれに基づく推測とを区別して行うものとする。
- 3 役職員等又は退職者は、通報しようとする事実に係る行為が法令違反等に該当するか否かについて疑義がある場合には、あらかじめ、外部窓口で相談することができる。
- 4 外部窓口の業務に携わる者（以下「外部窓口担当者」という。）は、公益通報があったときは、前条第2項各号に掲げる事項を確認の上、受け付けた上で、当該公益通報の内容を速やかに窓口職員（窓口職員が第15条第1項の規定の適用を受ける場合は、当該窓口職員以外の職員）に報告しなければならない。ただし、当該公益通報が、前条第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 5 外部窓口担当者は、公益通報が電子メール又は書面により行われたときは、公益通報が届いた旨を速やかに公益通報者に通知しなければならない。
- 6 外部窓口担当者は、外部窓口で苦情、指摘、要望その他の公益通報に当たらない行為があったときは、当該行為をした者に対し、当該行為が公益通報に当たらないことを説明するものとする。
- 7 外部窓口に対する公益通報があった際の公益通報者に対する第8条第3項に規定する調査を実施するか否かの検討結果の通知、第9条第1項に規定する事実関係の報告依頼等、第11条第1項に規定する調査結果の通知並びに第12条第3項に規定する

是正措置等の内容及び是正結果の通知その他公益通報者に対する連絡、要請等については、外部窓口担当者が行うものとする。

(通報処理体制等の周知)

第6条 統括責任者は、統括責任者、通報相談窓口、公益通報等の方法その他公益通報等に関し必要な事項を、役職員等に周知しなければならない。

(公益通報の報告)

第7条 窓口職員（第5条の2第4項の規定により当該窓口職員に代わって外部窓口担当者から報告された職員を含む。以下この規程において同じ。）は、第5条第4項及び第5条の2第4項の規定により公益通報を受け付けたときは、直ちに統括責任者（第15条第2項の場合にあつては理事長、第15条第4項の場合にあつては監事）にその内容を報告するものとする。

2 統括責任者は、前項の規定により公益通報の報告を受けたときは、その内容を理事長に報告するものとする。

3 窓口職員は、第15条第4項に定める場合を除き、役員が公益通報の対象となり、又は公益通報の対象となることを見込まれる公益通報を受け付けたときは、第1項の規定による報告のほか、監事にその内容を報告するものとする。

(公益通報に係る調査の要否の検討)

第8条 統括責任者は、前条第1項の規定により公益通報の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

2 統括責任者は、前項の検討又は次条の規定による事実関係の調査に際して、必要と認める場合は、公益通報者に対し法令違反行為等を裏付ける証拠の提供等を要請することができる。

3 統括責任者は、第1項の検討の結果を、理事長に報告するとともに、公益通報があった日から起算して20日以内に、公益通報者に通知するものとする。

4 前項の規定により公益通報者に対して検討の結果を通知する場合において、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付すものとする。

(事実関係の調査の実施)

第9条 統括責任者は、前条第1項の検討の結果、必要と認める場合は、調査の対象となる役職員等（以下「調査対象者」という。）に対して関係資料の提出、事実の証明、事実関係の報告等を求めること、これらの者から意見を聴取することその他の公益通報に係る事実関係の調査を行うことができる。

2 前項の調査は、通報対象事実に関係する部等及び施設と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

3 統括責任者は、前2項の調査に際して、必要と認める場合は、調査委員会を設置することができる。

4 前項の調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

5 統括責任者は、通報された事案に係る事実関係の調査の実施について、他の規程、要領等に別段の定めがあるときは、必要に応じ、当該他の規程、要領等の規定に基づき事案の処理を行うこととされている者と連携して実施するものとする。

(協力義務)

第10条 役職員等は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第11条 統括責任者は、公益通報に係る事実関係の調査を終えたときは、当該調査の結果を、理事長に報告するとともに、公益通報者に通知するものとする。

2 前項の規定により公益通報者に対して調査の結果を通知する場合において、次条第1項に規定する是正措置等を講じる必要がないときは、その旨及びその理由を付すものとする。

(是正措置等)

第12条 理事長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果、法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれのあることを確認したときは、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な対策（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部等及び施設の長に対し是正措置等を講じるよう命じなければならない。

2 部等及び施設の長は、前項の規定による是正措置等を講じたときは、遅滞なく是正措置等の内容及び是正結果を理事長に報告するものとする。

3 統括責任者は、理事長が、第1項の規定による是正措置等を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、是正措置等の内容及び是正結果を公益通報者に通知するとともに、必要に応じ、調査の結果並びに是正措置等の内容及び是正結果を関係行政機関に報告するものとする。

(関与職員の処分)

第13条 理事長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果に基づき、法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれのあることを確認したときは、当該法令違反行為等に関与した職員に対し、職員就業規則（平成15年規程第2号）第48条第1項の規定により、懲戒を行うことができる。

2 理事長は、公益通報者が、確認した法令違反行為等に関与している職員であるときは、当該公益通報者に対する懲戒処分を減免することができる。

(公益通報者への配慮等)

第14条 統括責任者、窓口職員及び外部窓口担当者は、この規程に基づき公益通報者への通知、公益通報に係る事実関係の調査又は関係行政機関への報告を行うときは、公益通報者が特定されないようにするとともに、公益通報者、公益通報に係る被通報者（法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者

をいう。)及び当該調査に協力した者の秘密、信用、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、十分配慮しなければならない。

(法令違反行為等関係者の除外)

第15条 この規程により公益通報の処理に携わる職員が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、当該職員は、当該処理に携わり、又は調査委員会の構成員となることができない。

2 統括責任者が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、この規程に定める統括責任者の職務は、理事長が指名する者が、統括責任者に代わって行うものとする。

3 理事長が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、この規程に定める理事長の職務は、あらかじめ理事長が指名する者が、理事長に代わって行うものとする。

4 理事長及び統括責任者のいずれもが、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、この規程に定める理事長及び統括責任者の職務は、第7条第1項の規定により報告を受けた監事又は同項の規定により報告を受けた監事が指名する者が、理事長及び統括責任者に代わって行うものとする。

第3章 公益通報者の保護等

(解雇及び不利益取扱いの禁止)

第16条 役職員等は、公益通報等をしたことを理由として、公益通報者等について解雇(労働者派遣契約、請負契約その他の契約に基づき機構の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除及び当該従事する者の交代の要求)、降格、減給、嫌がらせその他いかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

(範囲外共有の禁止等)

第17条 従事者、従事者であつた者及び外部窓口担当者は、業務上知り得た公益通報者を特定させる事項について、範囲外共有(公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。以下同じ。)を行つてはならない。

2 役職員等は、従事者、従事者であつた者及び外部窓口担当者に対して、範囲外共有をさせてはならない。

3 役職員等は、公益通報者を探索してはならない。

(不正目的の通報の禁止)

第18条 役職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行つてはならない。

(秘密の保持)

第19条 理事長、統括責任者、部等及び施設の長、窓口職員、外部窓口担当者並びに調査対象者その他公益通報等に関わった者は、公益通報等の内容又は事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(禁止行為違反に対する処分)

第20条 理事長は、前4条の規定に反して公益通報者等に対する解雇その他不利益な取扱い、範囲外共有、公益通報者の探索、不正の目的の通報又は知り得た秘密の漏洩等をした職員に対し、職員就業規則第48条第1項の規定により、懲戒を行うことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、機構における公益通報に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第9号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日規程第35号）

この規程は、平成23年10月3日から施行し、この規程による改正後の公益通報に関する規程の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成27年3月26日規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月26日規程第1号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日規程第5号）（抄）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日規程第3号）

この規程は、令和3年3月8日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規程第5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第10号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月23日規程第1号）
この規程は、令和6年4月23日から施行する。